

平成 27 年度寝屋川市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 27 年度寝屋川市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 整 備 済 面 積		2,080	ha
(2) 年 間 有 収 水 量		24,182,000	m ³
(3) 1 日 平 均 有 収 水 量		66,071	m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業			
施 設 等 整 備 事 業	事業費	462,770	千円
流 域 下 水 道 建 設 負 担 金	事業費	397,879	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益		6,025,499 千円
第 1 項	営 業 収 益		5,066,614 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		958,880 千円
第 3 項	特 別 利 益		5 千円
		支	出
第 1 款	下 水 道 事 業 費		5,944,367 千円
第 1 項	営 業 費 用		4,395,369 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		1,543,988 千円
第 3 項	特 別 損 失		10 千円
第 4 項	予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,165,393 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,898 千円、過年度分損益勘定留保資金 178,968 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,943,527 千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		3,155,240 千円
第1項	企業債		2,310,000 千円
第2項	補助金		337,000 千円
第3項	他会計出資金		497,607 千円
第4項	工事負担金		5,533 千円
第5項	固定資産売却代金		100 千円
第6項	その他資本的収入		5,000 千円

		支	出
第1款	資本的支出		5,320,633 千円
第1項	建設改良費		1,143,532 千円
第2項	企業債償還金		4,172,101 千円
第3項	その他資本的支出		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所普及促進事業にもとづく金融機関に対する損失補償	融資を受けた日から償還完了日まで	20,000 千円 上記金額の範囲内で損失を補償する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	352,400 千円	普通貸借(証書借入)又は証券発行の方法により政府その他から起債する。	年 5.0% 以内	借入の日から40年以内(内据置5年以内)に元利均等償還、元金均等償還によって年賦又は半年賦償還をする。ただし、借入先の融通条件がある場合、その条件に従うことができる。また企業財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
流域下水道事業	397,600 千円	〃	〃	〃
資本費平準化	1,560,000 千円	〃	〃	〃
合計	2,310,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 220,449 千円

平成27年3月2日 提出

寝屋川市長 馬場 好弘